

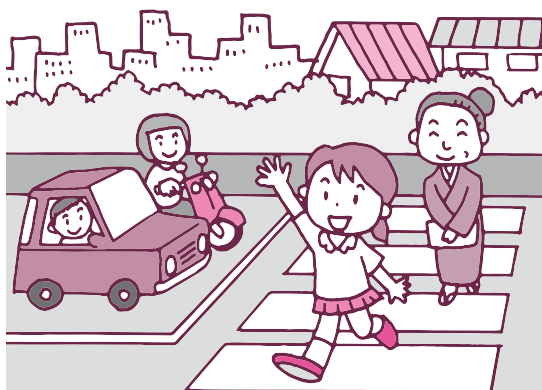
暮らしの安全知っ得情報

正しいマナーで運転を

夏の交通安全運動

7月10日(水)～19日(金)は夏の交通安全運動期間です。重点目標は次の通りです。

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進



- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

ドライバーの義務

車両などには、交差点の安全進行義務があります。交差点に入るときは、次の点に注意しましょう。

- 早めに車線変更を行う
- 無理なタイミングで進入しない
- 安全な速度で進行する
- 歩行者やほかの車両の状況など周囲をよく確認する
- 右折は安全なタイミングで行う

横断歩道では歩行者が優先

横断歩道に接近する場合は、停止線の直前で止まることができる速度で進行し、渡ろうとしている歩行者がいるときは一時停止をしましょう。特に交差点で右折や左折をするときは、歩行者が後ろから来る場合がありますので、前後の状況をよく確認して安全に進行しましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

消費生活相談Q&A

改元に伴ったトラブルに注意

Q 「令和に改元されたので法律が変わった。不正操作防止用キャッシュカードへ変更する手続きが必要」という書類が、全国銀行協会を名乗るところから届きました。送付されたキャッシュカード変更申込書に取引銀行・口座番号・暗証番号を書き、現在使用中のカードを同封して返送するよう求められています。取引銀行からの書類ではないのですが、大丈夫でしょうか。

A 改元に伴った、銀行員などになりすましてキャッシュカードやクレジットカード、現金をだまし取る詐欺が多く発生しています。全国銀行協会や銀行がキャッシュカードを回収したり、暗証番号を尋ねたりすることは一切ありません。また、改元による法律の改正で、キャッシュカードの変更手続きが必要になるといったことはありません。少しでも不審に思ったら、警察が取引銀行に相談するようにしましょう。

皇室関連商品の購入トラブルも

皇室関連の写真集やアルバム・書籍などの購入を電話で勧誘されたり、注文していないのに勝手に送り付けられたりするトラブルも発生しています。

しつこく勧誘されても必要ない場合には、きっぱり断りま

しょう。また、注文していない商品が一方向的に送り付けられた場合は、代金を支払わず、受け取り拒否しましょう。受け取ってしまった場合でも、特定商取引法により受け取った日から14日間保管した後は、処分することができます。

強引な勧誘を断り切れずに購入してしまった場合も、特定商取引法の電話勧誘や訪問販売にあたる場合は、法定書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。

困ったときはすぐに消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



国民健康保険税

保険証・納税通知書を発送します

国民健康保険証の一斉更新

保険証を8月1日(木)に一斉更新します。新しい保険証は7月中に簡易書留で発送します。配達時に不在の場合は、「郵便物等ご不在連絡票」が投函され、保険証は郵便局に一時保管されます。一時保管期間が過ぎた後は保険年金課で保管しますので、官公署が発行している顔写真付きの本人確認ができる物を持って受け取りに来てください。

なお、保険証の有効期限は最長で令和2年7月31日ですが、同じ世帯でも有効期限が異なる場合がありますので注意してください。

納税通知書・税額決定通知書を発送

納付書や口座振替で納付している世帯主には、納税通知書を7月12日(金)に発送します。年金から直接引き落とす特別徴収で納付している世帯主には、税額決定通知書を7月19日(金)に発送します。

課税限度額の変更

国民健康保険税の基礎課税分の限度額が54万円から58万円に変更になり、合計の課税限度額は93万円になります。後期高齢者支援金等課税分と介護納付金課税分については変更はありません。

くわしくは納税通知書・税額決定通知書に同封の「お知らせ」で確認してください。

国民健康保険税の減額

前年中の所得が一定額以下の世帯に、均等割額と平等割額の減額制度があります。令和元年度から、5割減額・2割減額世帯の対象範囲が拡大されました。

- 7割減額…前年中の合計所得(世帯主と加入世帯員全員の所得の合計)が、33万円以下の世帯
- 5割減額…前年中の合計所得が、28万円×加入世帯員数+33万円で算出した額以下の世帯
- 2割減額…前年中の合計所得が、51万円×加入世帯員数+33万円で算出した額以下の世帯

また、災害などの特別な事情により生活が著しく困難なときは、減免を受けられる場合があります。

なお、世帯主と加入世帯員(所得申告を要する人)全員が、住民税などの所得申告をしていない場合は、減額制度の適用を受けることができませんので、速やかに申告してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)、納付については納税課(☎20-1519)へ。

国民年金保険料の免除制度

納付が困難な場合は申請を

令和元年度の国民年金保険料は月額1万6,410円です。将来年金を受け取るためには、保険料を一定期間きちんと納める必要があります。しかし、経済的な理由で納付が困難な場合は、申請することにより保険料の全額免除や一部免除などを受けることができます。

申請は保険料の納付期限から2年以内であれば行うことができます。ただし、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が、それぞれ一定額以下であることが必要です。



免除申請を受けた場合は、本来払うべき保険料の一部を国が負担することになるため、受け取る年金額の計算に算入されます。

保険料の免除や猶予を受けず、未納のまま放置すると、将来の年金やいざというときの障害年金、遺族年金などが受けられない場合があります。また、一部納付制度を利用しても、納めるべき一部保険料に未納があればその期間は無効となり、受給資格期間と年金額に算入されませんので注意してください。

その他の免除制度

- 納付猶予制度…50歳未満の人が対象(本人・配偶者の所得審査あり。年金額を計算する際には、この期間は算入されません)
- 学生納付特例制度…学生が対象(所得審査あり。年金額を計算する際には、この期間は算入されません)
- 法定免除…障害年金や生活保護を受けている人が対象(年金額を計算する際には、国の負担に相当する額が算入されません)
- 産前産後免除…産前産後の人が対象(年金額を算出する際には、対象期間の保険料を納付したものととして算入されます)

※くわしくは、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)または保険年金課(☎20-1547)へ。